

原発避難者訴訟いわき控訴審の  
主な争点と一審の判断

	原告の主張	被告（東電）の主張	一審判断
津波予見	長期評価に基づいて全電源を喪失させる津波の襲来を予見できた。何ら回避措置をとってこなかった東電には過失がある	津波評価技術に基づいて津波対策を講じたが、主要建物敷地高さを超える津波などは、発生を予見することはできなかった	原発敷地の高さを超える津波の可能性を認識していた
事故回避	専門家意見書によれば、非常用電源設備の高台設置など対策工事によって結果を回避することが技術的、時間的にも十分可能だった	予見の可能性がないのだから結果回避義務は考慮できない	津波到来の現実的な可能性はないという認識は、著しく合理性が欠けるとまでは認められない
ふると喪失の慰謝料の必要性	原発事故により住み慣れた故郷の日常生活を支えるあらゆる要素を失った。避難慰謝料とは別に、ふると喪失慰謝料を支払うべき	中間指針および賠償基準を超える損害が認められるかが問題であって、ふると喪失慰謝料を独立した損害費目として考慮する必要はない	ふると喪失慰謝料など国の指針を超える損害への賠償を認めた

# 原発避難者訴訟が結審

## 仙台高裁判決は来年3月12日

### 原発賠償

東京電力福島第一原発事故に伴い、楡葉町や双葉町の避難区域から避難した住民が東電に計約十八億八千万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審は十二日、仙台高裁（小林久起裁判長）で結審した。判決期日は来年三月十二日午後二時からで、

原告側弁護士によると、全国で約三十件ある同種訴訟のうち、控訴審の判決は全国初となる見込み。

結審前の弁論で、原告団長の早川篤雄さん（㊦）楡葉町が「古里を奪われた悲しみや怒りは計り知れない。二度とこのような被害が生まれぬよう、裁判所には厳正な判決を求める」と訴えた。

主な争点は、古里での生活を奪われたことによる「ふると喪失」慰謝料を避難慰謝料とは別の損害として上乗せを認めるかと、東電が津波を予見

して事故を回避できたか。

原告は事故当時、主に福島第一原発から半径二十キロ圏内に住んでいた八市町村の約二百人で、いずれもいわき控訴した。

市や県外への避難を余儀なくされた。昨年三月の一審地裁いわき支部判決は、原告側が主張する「ふると喪失」の損害を認める一方で、損害評価は避難慰謝料とまとめ算定。原告二百三十人に計約六億一千二百四十万円を支払うよう命じた。原告、被告双方が判決を不服として控訴した。

## 東電に917万円賠償命令

### 放射性物質測定器導入訴訟

福島地裁

東京電力福島第一原発事故でコメの放射性物質検査の測定機器導入を余儀なくされたとして、福島第一食糧卸（ふっしょく）するためにも、販売するコメ

へットに懸掛し、沈んだ表情を見せた。避難住宅の欄を見詰める。通院しやすい場所の住部・佐藤 昌之

「ほしい」と切実に訴えた。（いわき支社報道部・佐藤 昌之）